

雇調金特例上限 1万1000円に下げ

厚労省、来年1月から

厚生労働省は19日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置について、2022年1月から段階的に縮小すると発表した。1人あたり1万3500円とする日額上限を11月2月は1万1千円、3月は9千円に下げる。助成率は現行を維持する。

また経営が厳しい企業や感染拡大地域に適用する特例は、22年3月までは日額上限1万5千円で据え置く。4月以降の対応は2月末までに判断する。